

## 適合高齢者専用賃貸住宅について

### ○適合高齢者専用賃貸住宅とは

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第4条の規定により登録されている高齢者専用賃貸住宅のうち、一定の居住水準等を満たすものとして、県知事に届出がなされたものをいいます。

### ○一定の居住水準等とは

#### ①各戸の床面積が25㎡以上

※ただし、居間、食堂、台所等の部分が、高齢者の共同利用に十分な面積を有する場合は18㎡以上

#### ②各戸に台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室を設置

※ただし、共用部分に共同利用に適切な台所、収納設備または浴室等を備えることで、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合は、各戸への台所、収納設備または浴室の設置は不要

#### ③前払い家賃を徴収する場合には保全措置を講じていること

#### ④入浴、排せつもしくは食事の介護、食事の提供、洗濯、掃除等の家事または健康管理をする事業を行うこと

### ○適合高齢者専用賃貸住宅のメリット

- ・ 介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護指定を受け、介護保険サービスを提供することができます。ただし、特定施設入居者生活介護の指定は、事業所の所在市町の介護保険事業計画の枠内で行われますので、適合高齢者専用賃貸住宅であっても事業計画枠がない場合等は指定ができませんのでご注意ください。
- ・ 特定施設入居者生活介護の指定の有無にかかわらず、介護保険上の住所地特例の対象施設となります。

### 【お問い合わせ先・届出先】

福井県健康福祉部長寿福祉課  
施設サービスグループ

TEL：0776-20-0331

FAX：0776-20-0639